

## 高松市持続可能な水環境の形成に関する条例についてのパブリックコメント実施結果

1 いただいた御意見等の件数 11件

2 いただいた御意見等とそれに対する本市の考え方

※提出いただいた御意見等は趣旨を変えない範囲で、簡素化または文言等の調整をしているものがあります。

No.	該当項目	御意見等	市の考え方
1	概念	人口減少等社会情勢の変化により、水供給に対する考え方が、従来の量的補充から総合的な水管理により質、量等多様なニーズに答える必要があることを明記するべきである。	「水環境」を、水質、水量、水辺空間、生態系その他の自然的要素および伝統、文化その他社会的要素からなる水に関する環境の総体と定義し、この水環境を豊かにし、持続可能な形で未来の子どもたち引き継いでいくための施策を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定するとしております。
2	概念	CO <sub>2</sub> 削減や食料自給率向上を兼ねた過疎地域対策と“明日の市民”のための持続可能な水環境・水循環を形成するため“先人たちが築き上げた水と人との関係”にまで戻す条例	概念の中で、先人たちが苦労を重ね築き上げてきた水と人との関係を見つめ直し、水の持つ多面的な価値を最大限発揮できるシステムを構築することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で未来の子どもたちに引き継いでいかなければならないとしております。

3	<p>基本理念 市民および事業者の責務</p>	<p>条例の基本理念，市民の責務，事業者の責務に，「持続可能な水環境の形成に自ら努める」としているが，市民や事業者に対し，行政として具体的にどのようなことを期待しているのか。また，そのために，どのような啓発や意識付けを行っていくのか。</p>	<p>市民および事業者の方には，自らの日常生活や事業活動が水環境に多大な影響を与えることを認識し，節水や水質汚濁の防止等に積極的に取り組んでいただくこととしております。</p> <p>また，啓発や意識付けにつきましては，市は持続可能な水環境の形成に関する意識を醸成するため，水環境，節水等に関する啓発および教育活動の充実その他必要な措置を講ずるものとしておりまして，具体的な取組内容は，本年度中に策定予定の水環境基本計画の中で取りまとめることとしております。</p>
4	<p>良好な水辺環境の創出</p>	<p>ため池の保全以外にも，海辺環境の保全にも努め，海水の浄化や海岸線の観光利用等海辺空間の積極的利用を加えるべきである。</p>	<p>水辺環境には海辺も含まれますことから，その保全・活用につきましては，本年度中に策定予定の水環境基本計画の中で検討していきたいと考えております。</p>
5	<p>水環境協議会</p>	<p>水環境協議会の役割に，水環境リーダー（水環境アドバイザー）の育成等地域における水環境の専門家による啓発活動を加えるべきである。</p>	<p>水環境協議会につきましては，水環境基本計画の策定および進行管理について協議するほか，本市の持続可能な水環境の形成に関する事項について幅広く協議することとしておりますことから，地域での啓発活動に関しても協議していただきたいと考えております。</p>

6	<p>市民および事業者の責務 持続可能な水環境の形成に関する意識の醸成</p>	<p>“香川県下水道事業の統合”を目線に捉え、ノウハウを持った人材の登用に併せ、市民に水環境への認識および幼時からの教育への自己責務に対する意識改革指導が必要である。</p>	<p>市民の責務として、自らの日常生活が水環境に多大な影響を与えることを認識することとしているほか、持続可能な水環境の形成に関する意識の醸成として、市は、水環境、節水等に関する啓発および教育活動の充実その他必要な措置を講ずるものとしておりまして、今後、市民意識の向上に向けた取組を進めます。</p>
7	<p>その他</p>	<p>条例として基本理念や基本方針を定めるだけでなく、実効性のある施策に反映させることが重要なのではないか。水害や渇水への対策として、この条例がどのように生かされるのか。</p>	<p>この条例は、本市の水環境に対する取組を明確にするとともに、市民や事業者の責務を明らかにすることにより、市、市民および事業者が連携して持続可能な水環境の形成に取り組むことを目指して制定するものでございまして、今後、この条例の趣旨を踏まえて、水害や渇水への対策も含めた、持続可能な水環境の形成に関する具体的な施策を取りまとめた水環境基本計画を策定することとしております。</p>
8	<p>その他</p>	<p>地球温暖化による海面の上昇を考えると、水不足と 言わず、海水を淡水にし利用することを考えてみるのもよいと思う。それと同時に汚れた海水をきれいにする取組みも必要である。</p>	<p>海水淡水化施設につきましては、費用対効果の観点から、現在のところ建設の考えはありませんが、海水浄化につきましては、水環境基本計画の中で検討したいと考えております。</p>

9	その他	<p>現状に至ったマクロの経緯を考えた息の長いマクロ計画の条例が必要である。</p> <p>高松市の水環境の現状に至った期間だけ、復元に要すると考えた条例であるべき。</p>	<p>持続可能な水環境の形成には、相当の期間を要するものと考えておりますことから、今後、水環境基本計画において具体的施策とその達成目標を定め、着実に取り組んでいくこととしております。</p>
10	その他	<p>高松市が合併により多くの過疎地域（水資源・水資産）を抱えたことにより、水環境への取組の幅が広がったことから、やりがいのある条例が必要である。</p>	<p>合併により新たに本市の市域となった地域には、本市の貴重な水源地も含まれておりますことから、これらの地域での水源保存など、持続可能な水環境の形成に向け、幅広い取組を進めます。</p>
11	その他	<p>大災害発生時を考慮し、中央集約型の箱物重点ではなく自然（過疎地・山野海浜）を育みながら自然から受ける恩恵を増やす“自力本願で達成可能な状態”が作れる条例にすべきである。</p>	<p>水環境基本計画の中で、自然に配慮した取組の検討を進めます。</p>